

海外経済要録

米 国

公定歩合引上げ（海外経済事情欄参照）

対日輸入制限問題

昨年日本製綿製品の輸入急増に端を発した対日綿製品輸入抑制運動は、一部南部諸州における日本製繊維品排斥法の成立、議会に対する諸種の輸入制限法の提出、関税委員会に対する輸入制限要請、などきわめて活発な動きを示した。この動きは米国政府筋の鎮静努力と日本側の自主規制により一時下火となっていたが、本年に入り議会再開とともに再び活発となった。

今年に入つてからの輸入抑制運動の対象は、従来よりの合板、まぐろなどに加えて毛織物、陶磁器、ミシン、絹スカート、バイオリン、ピン類、せんたくばさみ、洋食器、洋傘の骨などきわめて多種のものにわたり、その制限手段も関税引上げ、ダンピング防止法改正、輸入割当法など各種の動きが現われている。これらの対象商品は近年大幅に輸入が増加し、または国内消費量の大半を日本品が占めているものであり、これが関係業者を刺激した結果かかる活発な抑制運動を起させたものとみられている。

今議会における具体的動きとしては、一般輸入量制限法案（国内消費に占める輸入品の割合によつて量的制限と関税制限を行うもの）、輸出入統制法案（商務長官に輸入統制権限を付与するもの）、合板輸入制限法案（輸入量を国内消費量の15%に押えるもの）、木ねじ輸入制限法案（輸入量を国内消費量の10%に押えるもの）などが提出されているほか、総合的な輸入抑制策としてダンピング防止法改正法案が提出されている。このダンピング防止法の改正法案は、ダンピングの判定を厳格にし、かつ同法の適用手続を簡素化するものであり、この改正は特に日本品をねらっているとみる向きが多い。本法案については7月29日より3日間公聴会が開かれ下院に提出される運びとなつたが、今議会の終了も迫っており、これらの諸法案はいずれも審議継続ないし廃案となる公算が大である。

一方関税委員会では業界よりの要請に基き、洋食器（7月16日）、洋ガサ骨（7月30日）の輸入制限に関する公聴会を開催したほか、紙帽子（8月20日）、体温計（9月4日）に対する公聴会が予定されており、さらに冷凍まぐろについても要請が提出されるなど、各業界よりの働きかけがきわめて積極的に行われており、これに対する関税委員会の判定は別にしても、上記の審議未了となつた諸法案を、来春の議会における互恵通商協定法延長法案および貿易協力

機構（OTC）批准法案の審議と抱き合せて強行成立せしめんと動きが伝えられ、議会終了後も広範囲な輸入抑制運動が行われるとみる向きが多い。

欧州諸国

英連邦投資白書

7月30日英国政府は、さきに開催された英連邦首相会議でも主要議題の一つとなつた英連邦向け海外投資に関する白書を初めて発表した。白書は、英本国の投資実績および投資方針を明らかにするとともに、英連邦諸国に対する開発資金投資が相当な額にのぼっていること、しかもなお諸国の資金需要を十分満たしえない事情を説明することを意図したものとみられる。

(1) 投資実績……1953～56年における、英本国の海外投資は、年平均250百万ポンドにのぼつたが、そのうち英連邦諸国に対する投資（植民地に対する特別援助を含む）200百万ポンドは、英国内の総固定投資の7～8%に達し、うち130百万ポンドが民間投資である。英連邦諸国に対する海外投資のうち70%は英本国が占め、米国15%、世界銀行10%の割合となつている。

(2) 投資方針……財政資金による投資は、植民地に対する英国の特別の責任上植民地の開発に向けられ、新たに独立した国を含め自治領および独立国は、ロンドン市場などの民間資金の調達によらねばならない。しかし将来技術援助は増加するであろう。

白書はさらに、英国の能力をこえた海外投資増加は、英国の「経済力および信用制度に対する圧力を増加し、英本国ひいては英連邦全体にとつて危険である」と述べており、今後の投資水準は英国の貯蓄と対外収支の動向にかかっているが、現状では投資規模の拡大は望みえず、英連邦以外からの投資増加が必要な旨強調している。

西ドイツ——ブンテス・バンクの発足（海外経済事情欄参照）

西ドイツ——カルテル法の成立

西ドイツの競争制限禁止法いわゆるカルテル法は、1954年5月政府原案の国会提出以来3年越しの難航をつづけていたが、禁止条項緩和のための多くの修正をみて、ようやく去る7月19日連邦参議院を通過成立した。従来西ドイツにおいては、鉄鋼、石炭部門およびIGファルベンなどにつき占領軍令で集中排除が行われたにとどまり、カルテル禁止についても占領軍令が存したが、現実にはほとんど実施適用をみない状況であつた。今回成立したカルテル法

は、企業合同については何ら制限せず、またカルテル禁止に対する多くの除外例を設けるなど不完全なものではあるが、今世紀初め以来典型的なカルテル国といわれたドイツにおいて、かかる法律が成立したことは注目される。その概要は以下の通りである。

(1) 第1条において、企業間または企業組合のカルテル行為を原則的に禁止し、かかる契約または決定行為は無効とする。

(2) 次のカルテルは上記の例外として認められる。

イ. 商品の引渡しや決済条件など、一般的取引条件に関係するカルテル。届出および関係者に異議のないことを要する。

ロ. 値引きカルテル。条件上に同じ。

ハ. 不況カルテル。許可を要する。

ニ. 合理化カルテル。許可を要する。

ホ. 輸出力カルテル。届出を要する。

ヘ. 輸入カルテル。許可を要する。

ト. 規格カルテル。届出および関係者に異議のないことを要する。

チ. 上記以外のカルテルで、連邦経済省が特に必要と認められたもの。

(3) 特定の取引先に対し、再販売上の自由を制限する契約は次の場合を除き無効である。

イ. 再販売価格を定める場合。

ロ. 専売契約。ただし強制的なものであつてはならない。

ハ. 特許権、意匠権、商標権の使用に関する制限。ただし許可を要する。

(4) カルテル監督庁（連邦および州）を新設し、上記の届出および許可事務を取扱う。カルテル監督庁は有効に成立したカルテルや契約についても、状況により行為の変更を命じ、更には行為の無効の宣言ないしは許可の取消を行うことができる。また裁判所への申立により罰金を課することができる。

(5) 独占ないし寡占企業が、その地位を利用して取引先に不当な価格や取引条件を強制した場合、カルテル監督庁は、かかる行為の禁止を命じ、またかかる契約の無効を宣言することができる。

なお銀行、保険会社、電気ガス部門、共同体関係企業についてはカルテルの禁止から除外される。したがって市中銀行の金利協定などはこの法律の制限をうけない。

フランス——フランの実質的切下げ

フランス政府は8月10日、最近の外貨事情急迫に対処するため、実質的にはフランの切下げを意味する一連の国際収支改善策を決定した。

(1) 輸入品に対し20%の賦課金を徴求する。ただし鉄鋼、石炭、石油、原綿、原毛、麻など重要原材料を除外する。

(2) 輸出業者に対しては、獲得外貨の20%相当のフランを輸出報奨金として支給する。ただし重要原材料を除く。

(3) 貿易外取引および資本取引におけるフランと外貨との交換には、外貨購入には、1ドル350フランに対し20%の割増金を支払うことを要し、逆に外貨をフランに交換する場合には20%の割増金が追加支給される。

以上の措置は、政府が年初来相次いで採つてきた諸国際収支改善策の一環として、従来から行われていたOEEC地域からの輸入品に対する15%の輸入補償税制度、輸出品に対する諸補助金ないしは間接税払戻制度、あるいは外人旅行者のホテル代金外貨払に対する15%割引制度、などを拡大強化したものである。この措置と同時に、従来の輸入補償税、輸入保証金、輸出業者への税金払戻、外人旅行者ホテル代外貨支払の特典などは廃止されることとなつた。

今回の措置につきガイヤール蔵相は「今回の措置は平価切下げではなく、国内的な国際収支改善策である」とし、フランス銀行も「国内的には20%の割増金が付されるが、対外的なフランの公定相場は対ドル350フランで不変である」と説明しているが、実質上は平価の切下げであり、海外市場のフラン相場もこれを映じてニューヨーク市場では1ドル420フラン前後となり、ロンドン市場でも1ポンド1,176フランとなつている。

フランス政府はこの措置により、現在月平均約150億フランの輸入を100億フラン程度に抑える一方、現在月100億フラン程度の輸出を130億フランに増加し、国際収支の改善を企図している。しかし今回の輸入抑制策においても重要原材料には旧レートを適用するなど経済拡大の基本方針は依然くずしていないこと、生産力、国内消費状況からみて輸出力の急増見通し難などから、今回の措置によつても早急な貿易収支の好転は困難とみられる。今後なおフランの安定が得られず根本的な通価価値の調整が必要となるか、あるいは何らかの外貨借款によつて危機を乗り切れるものかどうか問題である。ここ数か月フランスはIMFに借款交渉を行つていたが、IMF当局は消極的であつたと伝えられているので、今回の措置の実施によりIMFの今後の出方が注目される。

今回のフランの実質的切下げの影響としては、今直ちにこれがポンドに波及することはないものとみられ、ポンドが不変であれば、対フランス貿易量がきん少であるわが国（1956年、輸出20百万ドル、輸入33百万ドル）にとつても大きな影響はないものと考えられる。しかし今回のフランスの措置はかねて問題となつている世界的な為替調整の動きに少なからざる影響を与え、9月のIMF総会でもこの問題について話し合いが行われるものと観測されている。

フランス銀行の金融引締め措置

フランス銀行は最近の政府貸付の急増（海外経済事情欄

参照) に対し、対民間信用面での引締めを行う意図の下に7月初旬と8月10日の2回にわたり、同行が市中各銀行別に設定している商業手形再割引限度額の各10%削減を行った。これにより同行の商手再割引総率は6月末の6,100億フランから4,900億フラン程度に引下げられたわけである。フランスにおけるこの商手再割引限度制度とは、限度額以内の再割引には公定歩合を適用し、限度を越える場合には、越える分が限度額の10%までは公定歩合の2%高、これを越える場合は総裁の決定する高率罰則金利(従来8%程度)を課するもので、従来は有力な信用引締め策とされていたものである。しかし7月の限度削減後の商業手形再割引の動きをみると一時的には減少したものの、その後盛んな投資および消費資金需要に押されて依然増勢を示しており、8月の再度の限度額削減によっても大きな効果は期待されない模様である。なお最近のフランス銀行の対民間信用(7月末2兆3,000億フラン)のうち大部分は中期信用、国債担保貸付などで、本制度の適用を受ける商手再割引はきわめて少ない(6,000億フラン程度)ため制度的にも商手再割引限度制度は大きな効果を持たなくなっている。

こうした事情からフランス銀行は8月12日、前述のフランの実質的切下げ措置と平行して国内の信用引締めを一層強化するため公定歩合の引上げを決定した。新レートは下表のとおりである。

	従 前	改 正
再 割 引 歩 合	4 %	5 %
証 券 担 保 貸 付	6 %	7 %
国債担保30日貸付	3 %	3 % (不変)
公債買入利率	3 %	3 % (〃)

なお今回の公定歩合引上げにより、再割引限度を越える10%部分の再割引歩合は7%となり、さらにこれを越えるものについては総裁決定事項であるが、従来の例からすれば9%程度の高率が課せられるものとみられる。

オランダ銀行の公定歩合引上げ

オランダ銀行は7月16日、公定歩合を従来3.75%から4.25%へ0.5%引上げ、17日より実施する旨を発表した。

1956年のオランダ経済は賃金上昇、財政支出の増加に基づく国内消費の増大と投資の盛行により輸入の大幅増加を招き、貿易収支は3,226百万フローリンの赤字(前年度1,978百万フローリンの赤字)を記録した。これに伴いオランダ銀行保有の金・外貨準備は年初の1,277百万ドルから205百万ドルを減じ、同年末には1,072百万ドルとなった。(前年度7百万ドル増)。これらの情勢にかんがみ、オランダ銀行は公定歩合を2、8、10月の3回にわたり2.5%から3.75%へ引上げた。

しかしながら、本年に入つてもこの傾向は改まらず、貿易収支は上半期2,322百万フローリンの赤字(去年同期

1,434百万フローリン)に達し、オランダ銀行保有の金・外貨は7月末には980百万ドルと年初末92百万ドルの減少を示している。一方国庫の資金繰り窮迫に伴い政府はオランダ銀行よりの直接借入れに依存せざるをえなかつた。

このため政府は財政支出の削減を図るとともに、法人税、取引高税の引上げ、また投資に対する税制上の優遇一時停止など財政再建策を講じたが、一方オランダ銀行もまた、公定歩合を引上げてこれに対処することとなつたものとみられる。

ベルギー中央銀行の公定歩合引上げ

ベルギー中央銀行は7月24日、公定歩合を従来3.5%から4.5%へ1%引上げ、25日より実施する旨を発表した。

1956年前半ベルギー経済は、海外需要の増加に支えられて繁栄を謳歌したが、これが刺激剤となり年央以降投資の活発化などから国内の投資財・消費財に対する需要が著増し、貿易収支は逆転を記録しはじめた(56年下半期66億フランの赤字、同年上半期11億フランの黒字)。これと併行して中央銀行保有の金・外貨準備は56年9月の1,244百万ドルをピーク(55年末1,146百万ドル)として減少に転じ、56年末には1,177百万ドルとなつた。このため政府は物価の凍結や増税案などにより対処することとしたが、中央銀行もまた同年12月初め公定歩合を従来3%から3.5%へ引上げた。

しかしながら、本年に入つてもこの傾向は改まらず、貿易収支の赤字は本年1~3月中23億フラン(昨年同期2億フランの黒字)に達し、中央銀行の金・外貨準備は5月末1,103百万ドルと年初末74百万ドルの減少を示している。このような情勢にかんがみ、当局は4月上旬IMFのスタンバイ・クレジット50百万ドルを引き出して金・外貨準備を補強した。たまたま7月16日にはベネルックス関税同盟の同盟国オランダが公定歩合を4.25%へ0.5%引上げたので、これに追随し今回の引上げを決意したものとみられる。

スペイン銀行の公定歩合引上げ

スペイン銀行は7月22日、公定歩合を従来4.25%から5%に引上げた。

スペインは経済拡大政策の結果輸入の激増を招き、1956年の貿易収支赤字は326百万ドルと前年を155百万ドル上回り、かかる傾向は今年に入つても依然継続している模様である。今年は米国援助の減少見込み(昨年の152百万ドルの3分の1程度)ともからんで、強力な貿易収支改善策を行う必要があり、去る4月には為替レートの切下げ(対ドル38.95ペセタから41ペセタに改訂)を行つた。しかし貿易収支の改善には国内で引締め政策を併行して行う必要があり、特に昨年4月と10月の2回にわたり行われた最低保証賃金改訂は物価騰貴を招来し、第1・四半期の卸売物

価指数（1953年=100）126は昨年同期比約15%上昇していること、5月末のスペイン銀行の対民間信用は421.8億ペセタと昨年同月比約50%の著増となつていることなど、国内のインフレ様相の濃化がみられるので、スペイン銀行は昨年9月の公定歩合引上げ（3.75%から4.25%へ）に引続き、今回再引上げを行うこととなつたものである。

スウェーデン中央銀行の公定歩合引上げ

スウェーデン中央銀行（Sveriges Riksbank）は7月10日公定歩合を従来の4%から5%に引上げ、7月11日より実施した。5%の公定歩合はスウェーデンにとつては20年来の高金利である。

スウェーデンはここ数年来過剰投資、過剰消費によるインフレ傾向と国際収支赤字を経験し、1955年4月および1956年11月の二度にわたり公定歩合を引上げ（2.75%より4%へ）、また財政面では、昨秋来高齢者年金負担金の増額、アルコール飲料税の引上げなどを実施して消費および投資の抑制に努力してきた。しかしこれらの措置のみではインフレ阻止の実際の効果が挙がらず、最近では次のごとき経済情勢にあつた。

- (1) 工業生産は本年第1・四半期において前年比5%高を示しているが、今後の生産増加はあまり期待されないこと。
- (2) 消費者物価指数（1949年=100）は1957年1月～5月平均144と前年同期比約4%上昇しており、今後さらに上昇するものとみられること。
- (3) 賃金は本年すでに2%引上げられたが、賃金改訂（本年2月の賃金協定による）は11月以後も必至とみられ、賃金・物価の悪循環の危険増大が憂慮されること。
- (4) 貿易収支が依然として改善せられず、その赤字は1957年1月～5月に954百万クローネ（前年944百万クローネ）に達しており、中央銀行保有金および外貨準備は海運収入の増加により1957年3月末476百万ドル（1956年末437百万ドル）と若干改善をみたものの、国際収支悪化の危険が内在していること。
- (5) 財政面からのインフレ圧力がきわめて強いこと。すなわち1957～58年度予算赤字（主として社会政策費の増加による）は前年の505百万クローネに対し557百万クローネに達しているが、この財政赤字は主として中央銀行および市中銀行からの短期借入れによりまかなわれており、政府債務は本年3月末現在170億クローネ（うち短期債40億クローネ）に達している。
- (6) インフレ懸念から貯蓄意欲の減退傾向が顕著であるとともに株式市場にもインフレ的投機傾向が著しく、公社債市場を圧迫し、特に住宅金融も困難となつていること。

以上のような情勢に対処するため今回の措置がとられた

ものとみられる。

なお今回の公定歩合引上げ措置につき、中央銀行は政府に対し何ら事前に通告することなく突然これを実施し、またこれ以前からも金融政策について政府・中央銀行間に見解の相違があつたと伝えられる。中央銀行のこの断固たる措置を不満とする政府は同行の理事会会長（政府任命）を解任し、その後任として前大蔵大臣 Sköld（社会民主党）を任命した。ただし同行理事7名中、政府任命理事は会長となる理事1名のみで、他の6名は議会の任命するところとなつている（総裁はこの6名中から互選される）。したがつて政府の同行に対する直接の影響力はきわめて限定されたものである。

アジアおよび豪州

イランの平価切下げ

イラン政府においては5月22日、同国通貨であるリアル貨のIMF平価を従来の対ドル32.25リアルより75.75リアルへと、その切下げを実施した。

平価の切下げ前における同国の為替相場には、公定レートほかに商業レートが存在し、実際の貿易上の取引についてはもつぱら後者が適用されていた。今回の平価切下げの意図は、名目化した公定レートを廃して、同国の為替相場を商業レートに一本化せんとするものであるが、一方、国民経済の発展に伴う国内における通貨需要の増大に対処した通貨増発力の付与を目的とする国内的な要請も強かつたものと推測される（同国においては、1954年制定の通貨発行準備法に基き、流通通貨に対し等額の金または外貨による発行準備が必要とされている。旧レートによる発行限度は100億リアルを若干下回り、現実の流通通貨量もここ数年間は80億リアル前後をもつて推移してきているが、平価切下げの結果、この限度は220～230億リアルまで拡張された）。

したがつて、今回の平価の切下げは、同国の対外貿易面には直接になんら実質的な変化を伴わないはずのものである。むしろ、本年度新輸入規則において輸入の大幅自由化が認められた結果は、従来相当規模にわたつて行われていたヤミ物資輸入のためのヤミ・ドルの調達も少なくなり、最近のリアル貨の実勢はきわめて堅調に推移している。ただ、問題は今回の平価切下げの結果、一挙に倍額以上にまで拡張された通貨増発余力が、いつ、いかなる形において具体化されるかの点である。この点に関して、同国の金融当局者は「今後6ヵ月間は通貨の増発を行わない」旨を言明し、きわめて慎重な態度を持しており、一般にも経済の発展テンポを無視した異常な通貨の増発が急激に行われることはないであろうとの観測が有力と伝えられる。

イラン——新石油業法の制定

イランにおいては、昨年同国北部地方に新油田が発見されたのをはじめ、国内の他の地方においても新規油田開発の計画が進められつつあり、その去就が注目される折から、今般同国において新石油業法の制定をみた。

同法は、同国において、現に Consortium (国際合弁会社) が利権を有する地区以外の地域において、新たに石油事業 (採油事業のほか、精油、輸送、販売などの付帯事業をも含む) を営む事業会社の設立に際してその根拠法規をなすもので、本法の制定に当つては外資導入につき十分に配慮されている。

本法の骨子としての主要点は次の通りである。

(イ) 新たに設定される事業会社の持分のうち、最小限30%は、イラン国有石油会社またはその子会社が持つべきこと。

(ロ) 1事業会社の総事業面積は次の範囲を越ええないこと。

イラン国有石油会社またはその子会社による持分が50%以上の場合……………15,000 平方キロ
上記の持分が50%未満の場合…………… 9,000 〃

(ハ) 調査ならびに試掘のための期間は10か年以内とし、同期間の経過後においてもなお商業的生産の域に達しない場合においては、当該会社に対する事業認可は取消されること。

(ニ) 商業的生産の開始以後一定期間内に、さきに許可された事業面積のうちその半分をイラン国有石油会社に引き渡すべきこと。

(ホ) 会社に対する当初の事業の認可期間は25年を越ええないこと。ただし、この期間の満了後も5年ずつ3回までは期間を延長しうること。

パキスタン—下期輸入方針ならびに輸出産業特別ライセンス制度の実施

パキスタンにおける本年度下期 (7~12月) 輸入方針が6月末輸出入統制官より発表された。これによれば下期においては、(イ) 許可品目数においては前期の193品目より214品目へと21品目の増加をみた (うち工業家に対してのみ許可の与えられるもの46品目)、(ロ) 既存産業の必要とする原材料ならびに部品の輸入について引続き priority を与える、(ハ) 繊維関係をはじめ一部消費財の輸入を緩和する (絹糸、化繊糸などが輸入許可品目中に復活)、(ニ) 東パキスタンにおける工業の育成にも重点をおく、などの点がその特色とされるが、大綱においては前期並みの方針が引続き踏襲されている。この輸入方針においては輸入許可品目の範囲が示されるのみで、金額の表示はないため、その輸入規模は不明確であるが、許可品目数の増加にもかかわらず、最近の外貨事情その他の事情よりみて総体的な輸入規模においてはその増加は期待できないものと推測される。

この輸入方針の発表に先立ち、6月1日より新たに輸出産業特別ライセンス制度の実施をみた。これは輸出産業において必要とする特定の原材料の輸入に対するライセンスをその他のものに対するものに優先して認めようとする制度で、期間は一応1か年間と予定されている。同国においては、1954年以来輸出振興策として、特定の輸出品目を輸出した業者に対して、輸出金額に対して一定比率で輸入ライセンスを与えるという輸出報奨制度が実施されてきているが、今回の措置は、更にこれを補完拡充するものとして実施に移されることとなつたものである。もつとも本制度も総体的な外貨枠の範囲内で運営されるものであり、また、従来においても工業用原材料の優先輸入の方針が採られてきたものであるから、今回の制度実施は従来の方針が更に質的に強化されたものと言えよう。

インド国有鉄道に対する世銀借款成立

インド国有鉄道に対する世界銀行の借款は、7月12日インド政府と世銀との間で調印された。その内容は次の通りである。

(イ) 総額90百万ドルであるが、次の四つの通貨で貸付けられる。すなわち、

日本円	8,640	百万円	(24.0百万ドル)
ポンド	6.82	百万ポンド	(19.1 〃)
イタリアリラ	7,000	百万リラ	(11.2 〃)
米ドルおよび 欧州通貨	35.7	百万ドル	(35.7 〃)

(ロ) 貸付期間15年、利率5% (世銀手数料1%を含む)、返済開始1961年7月1日。

(ハ) 貸付対象は機関車500台、貨車10,000台、車輪100,000組、車体枠1,500、その他レール、資材などで、1957年および58年に支払期にくる資材代金の約半額の支払にあてられる。

この借款の対象となつたインド鉄道の近代化および拡張計画は、インドの第2次5か年計画の成否を制するものともいわれる重要な投資計画であり、主要幹線の複線化、老朽路線の更新、石炭鉄鉱石産出地帯を中心とした新路線敷設および貨客稠密地帯の主要路線の電化などによつて、輸送能力を5か年間に貨車輸送で40% (積載量115百万トンより162百万トン)、客車輸送で15% (走行距離108百万マイルより124百万マイルへ) 増そうというものである。そしてその所要資金は112億ルピー (23.6億ドル)、うち外資42億ルピー (8.9億ドル) を見込んでいる。

調印を終つてブラック世銀総裁が「われわれはインドの鉄鋼生産、電力開発計画の借款も検討しているし、またインド港湾施設拡張を援助するため技術者を派遣したい。要するに世銀はインド第2次5か年計画の発展および成就に関心を持ち続けるであろう」と言つたことは、外交辞令もあろうが注目されることである。

なお、インド政府はソ連からの500百万ルーブル(598百万ルピー、125百万ドル)の借款について検討している。すなわち、これはインドの前生産大臣レデイが昨年ソ連を訪問した際、ソ連政府から提案されたもので、期間12年、利率2½%といわれており、インド政府は①重工業設備、②鉱山機械設備、③コールパ石炭開発、④ネーヴリイの発電設備とマドラス州の亜炭事業、⑤光学レンズ工場建設、の五つの計画をこの借款の対象として採りあげることにした模様である。

マレー——最近の経済情勢

マレー連邦は本年8月、シンガポールも来年1月以降に独立することとなっているが、両地域の経済的将来については楽観を許せないものがある。国内共産ゲリラとの闘争は発生以来10年になるが、いまだ終止符を打つに至っていない。これによる治安不良が錫、ゴムの二大産業に与える有形無形の損害は無視できないものがある。しかしそれ以上に現在注目されている経済的困難は、対外収支の悪化傾向と資本の海外への逃避傾向であるといわれている。

対外収支の悪化は国内のインフレ圧力による輸入の増大が主因で、これは1956年の輸出が前年比わずか3百万ドル増であったのに対し、輸入が108百万ドル増加していることでも明らかである。しかも独立後マレーは野心的な開発計画を遂行せんとしているので、いわゆる開発インフレの脅威にさらされるであろうとみられ、更には英国からの援助の先細りも加わって、対外収支の悪化に拍車がかけられる恐れもある。また資本逃避の原因としては、①独立に伴って政治不安が更に激化するであろうこと、②開発計画の遂行が将来通貨価値を下落させ、平価の切下げ、あるいは厳重な為替統制を余儀なくするであろうと予想されていることである。資本逃避の現れとして1956年中の銀行預金が減少していることが挙げられている。

現在マレーではこれらの危惧に対して何ら予防措置が講ぜられていないが、これは現状のまま推移してもなお、ある期間海峡ドルの現行交換率を維持するに十分なほど対外準備を保有しているからとみられている。しかし将来におけるスターリング圏からの離脱の可能性、あるいはマレー、シンガポール両地域における中央銀行の設立ともからんで、今後海峡ドルが従来と同様の信頼感を維持してゆけるか否かについては非常に疑問とされている。一般には両地域が独立後もスターリング圏にとどまるであろうと信ぜられているが、一部にはそのゴム、錫の輸出によつて得た硬貨を自己に有利に利用するため離脱する恐れもあることも伝えられている。しかし海峡ドルが将来ともスターリングと強く結ばれることが現地の金融機関をはじめとする各界の要望でもあり、これを無視することはいたずらに通貨への不安を増すことにもなる。以上の点から、マレー連邦

のラーマン首相がロンドン会談において、海峡ドルの将来について保証を与えたと伝えられていることは、今後の通貨制度の上にある方向を示すものであるとみる向きもある。

インドネシア——貿易収支悪化と財政インフレにより中央銀行法の規定死文化

イ国は昨年来国内のインフレ傾向によるコスト・アップと、ゴムをはじめとした主要輸出品の世界市場における価格の低落傾向によつて輸出が不振状態にあるほか、スマトラその他反乱地域の密輸増大により中央政府への外貨集中が減少傾向を続け、また反面輸入は米の不作などで増大を余儀なくされたため、外貨事情は極度に窮迫し、4月には輸入を停止せざるをえない破目となった。しかしこの輸入停止は、歳入の相当部分を輸入品に対する諸税からの収入に依存しているイ国にあつては、直ちに歳入減をもたらした。更に悪いことにはイ国は治安関係などにおける人件費を主とした行政費の膨脹が主因となつて、すでに年々巨額の財政赤字を続けていた上に、最近では政府が反乱地区慰撫のため巨額の地方分与税を支出したことも重なつて、財政赤字は急激に増大し、その収支尻は結局中央銀行からの借入れの著増によつてまかなわれた。中央銀行の対政府貸付の増大が国内インフレ圧力を増大せしめたことはいうまでもない。以上の輸出不振に端を発するインフレへの悪循環は現在のところ容易に断ち切れそうにもなく、政府はわずかに為替管理規則の相次ぐ改訂によつて、表面を糊塗している。

このインフレの進行をインドネシア銀行法との関係で見ると、すでに2点について大きな違反となつて現われている。その第1は、通貨発行準備としての20%の最低金外貨準備率(同法16条)を維持しえなくなつたことであり、第2は、対政府貸付(同法19条)が限度(当該年度歳入の30%)を超過していることである。第1点については、同法に従つてすでに1月末から4月末の3ヵ月を限つて法定最低準備率を20%から15%に引下げざる措置がとられていたが、期限後も20%には回復せず、逆に7月17日には12.1%にまで低下している。これに関して政府は同規定の効力を無期限に停止するための法案を議会に提出したと伝えられている。第2点については、すでに昨年この規定の違反があつたことがこのほど判明した。すなわち1956年末の対政府貸付残高は63.6億ルピアであつたが、これに対して同年の歳入は184.5億ルピアであるから、限度は55.3億ルピアであつて13億ルピアも超過していたわけである。この超過に対しては現在何ら対応措置が講ぜられていない。ちなみに同貸付残高は7月10日には113億ルピアにも達しており、本年度歳入予算額が206億ルピアと予想されているので、その限度約60億ルピアをすでに大幅に上回っている。

フィリピン——下半期（7～12月）外貨予算の発表

中央銀行は、7月3日総額260百万ドルの下半期外貨予算を発表した。同予算は上半期予算を10百万ドル下回る程度で組まれているが、同実績（推定）に比すれば約60百万ドルの減少である。更に下半期予算からは日本からの賠償も含まれることになったので、実際の外貨割当は相当厳しいものになると予想される。この間の事情は最近における外貨事情の窮迫を考慮しつつも、他面輸入削減の強化を一般に知らしめることを避けんとした当局の配慮を物語るものであろう。同国の輸入が増加傾向をたどってきたのは、主として国内開発用機械その他資材に対する輸入需要が盛んであつたためと、開発に基因するインフレ圧力を緩和するための消費財輸入の増加によつたものであつた。したがつて輸入減少はなかなか困難である。たとえ下半期を予算額通りに抑えるとしても年間の輸入額は約6億ドルとなり、従来の最大の年間輸入額となるので、輸出が前年並みに終われば外貨事情の改善は期待できないばかりでなく、逆に5月末で195百万ドルと従来の最低を記録した保有外貨が、年末には150百万ドル程度にまで低下するのではないかと危惧されている。

香港——1957年上半年貿易状況

1957年上半年の香港貿易は、輸入2,698百万香港ドル、（4億7千万ドル）、輸出1,578百万香港ドル（2億8千万ドル）であつた。これを前年同期に比すると輸出は69百万香港ドル、4.2%減少し、これに対し輸入は360百万香港ドル、15.4%の大幅増加である。この結果入超額は11億香港ドルにのぼり、半期の入超額としては戦後最高であつた。

輸出面における今期の特色は、先進諸国向けの輸出がいずれも増加しているのに反して東南アジア向けの輸出が急減したことである。これはタイ、インドネシア向けの日本製品伸縮輸出が減少したことを主因としているが、一般に東南アジア諸国の輸入余力が減退したことを反映している。輸入面では日本からの輸入が急減し、輸入に占める比重は14%（前年同期21%）となつた。これに代つて、英国、米国、西欧諸国の製品が香港市場に進出し、昨年の不振を挽回した。地場製品の輸出は不振で、前年同期に比しわずかながら減少した。この4年間漸増を続けた地場製品輸出も頭打ちのきざしが見えてきた模様である。

中共の貿易状況と上半期の日中貿易実績

中共の第1期全国人民代表大会第4回会議において、7月11日、葉季壯対外貿易部長から中共の対外貿易に関する報告が行われたが、その要旨は次の通りである。

(1) 中共昨年の貿易は輸出入合計108億65百万円（約4,634百万ドル）で、そのうち輸入は52億97百万円（約2,259百万ドル）、輸出は55億68百万円（約2,375百万ドル）である。

(2) 本年の貿易は輸出入合計99億55百万円（約4,246百万ドル）で、昨年に比べ8.4%減少し、そのうち輸入は47億55百万円（約20.28百万ドル）、輸出は52億元（約2,218百万ドル）で、昨年に比べ輸入は10.2%、輸出は6.6%それぞれ減少する。本年の貿易規模が昨年より減少するのは、昨年の農業生産の不作により、輸出品の大宗である農産物および農産加工品の輸出を抑制するためである。

(3) 近年、輸出では、農産物と農産加工品が総額の約75%を占め、鉱産品と機械など工業品が約25%を占めており、輸入では機械および各種設備が約60%、工農業生産原料（注）および消費財が約40%をそれぞれ占めている。しかし今後は、輸出では鉱産品と工業製品の占める割合が漸次増大し、輸入では工農業生産に必要な原材料および消費財の占める割合が逐年増大する。

（注） 薄一波国家経済委員会主任の経済報告によると、鉄および非鉄金属が30%を占める。

(4) 昨年の輸出入総額のうち、ソ連およびその他共産圏諸国との貿易が75%を占めた。

(5) 貿易価格は資本主義諸国との取引の場合には、国際市場価格に基いて決定され、一般に輸出には欠損が生じ、輸入には利潤が生ずる。共産諸国との場合には国際市場価格を参考にし、双方の政府において協議の上決定され、一定の期間内変更されずに据置かれる。

(6) アジア・アフリカ諸国との貿易は近年非常に発展しつつあり、また西方諸国との貿易も年々発展しつつある。上記報告により主な特徴をみるに、まず貿易況が改善されていることで、昨年は2億71百万円（約116百万ドル）出超を示し、本年も4億45百万円（約190百万ドル）出超を予定しているが、1昨年は4億22百万円（約180百万ドル）入超であつたことをみれば顕著な改善といえよう。次に共産圏諸国との貿易の比率が低下したことで、昨年は75%と報告されているが、1昨年は82.5%であつたからかなり低下したことになる。したがつて、自由諸国との貿易の比率がそれだけ増大したことになるが、この傾向は、①東欧諸国の重工業優先政策の修正により生産財の供給力が漸減すること、②共産圏諸国との貿易が中共側の継続的入超となつているため、入超尻の清算が要求されている関係上、輸入の増加が困難となつていること、③自由諸国の最近の禁輸措置の緩和、などにより今後も続くものとみられている。

一方、通関統計による本年上半期のわが国の対中共貿易は、輸出28,844千ドル、輸入44,375千ドル、計73,219千ドルで、昨年同期間に比べ輸出は28.5%、輸入は12.4%、輸出入合計では18.5%それぞれ増大した。しかして輸出では化学肥料が総額の41.3%を占めて最も多く、次いで繊維製品（総額の16.3%、以下カッコ内同じ）、医薬品（5.2%）、繊維機械（4.3%）などが多い。一方輸入では大豆が総額

